



府消委第 178 号

平成 25 年 6 月 25 日

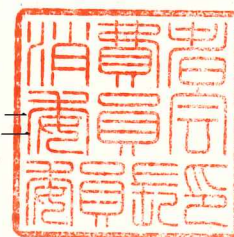
消費者庁

長官 阿南 久 殿

消費者委員会

委員長

河上 正二



栄養表示基準の見直しについて

平成 24 年 11 月 29 日開催の第 20 回食品表示部会において消費者庁から説明を受けた標記について、下記のとおり報告いたします。

記

改正の案について、別添新旧対照表のとおり改正することが適当である。

改 正 案	現 行
<p>（表示の方法）</p> <p>第三条 前条に規定する事項は、次の方法により表示しなければならぬ。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 前条第一項第一号に掲げる事項及び表示栄養成分の量は、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、熱量、たんぱく質の量、脂質の量、炭水化物の量、ナトリウムの量及び表示栄養成分の量の順に記載すること。</p> <p>五（略）</p> <p>六 第四号の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあつては、別表第二の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値を基準として同表の第四欄に掲げる誤差の許容範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあつては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内であること。ただし、当該一定の値のうち前条第一項第一号に掲げる事項並びに飽和脂肪酸、コレステロール及び糖類（単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限る。以下同じ。）に係るものにあつては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた当該</p>	<p>（表示の方法）</p> <p>第三条 前条に規定する事項は、次の方法により表示しなければならぬ。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 前条第一項第一号に掲げる事項及び表示栄養成分の量は、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、熱量、たんぱく質の量、脂質の量、炭水化物の量、ナトリウムの量及び表示栄養成分の量の順に記載すること。</p> <p>五（略）</p> <p>六 第四号の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあつては、別表第二の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値を基準として同表の第四欄に掲げる誤差の許容範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあつては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内であること。ただし、当該一定の値のうち前条第一項第一号に掲げる事項並びに飽和脂肪酸、コレステロール及び糖類（単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限る。以下同じ。）に係るものにあつては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた当該</p>

食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品（以下「清涼飲料水等」という。）にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、〇とすることができる。

七〇九（略）

2 前項第四号の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事項又は表示栄養成分の量であつて当該事項に係る前項第四号の一定の値を〇とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して記載することができる。

3 第一項第六号の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当する場合であつて、前条第一項第一号に掲げる事項及び表示栄養成分の量について当該栄養成分の量又は熱量である旨の文字を冠した一定の値を記載する場合には、原材料における栄養成分の量から算出し得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析し得られた値その他の合理的な推定により得られた値を記載することができる。ただし、前条第二項の規定に基づく栄養機能食品の表示、第五条から第七条までの規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示又は第八条から第十条までの規定に基づく栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合には、この限りではない。

4 表示された値が別表第二の第一欄の区分に応じた第三欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す記載をすること。

5 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。

6 栄養成分の機能の表示をする場合にあつては、次に掲げる表

食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品（以下「清涼飲料水等」という。）にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、〇とすることができる。

七〇九（略）

2 前項第四号の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事項又は表示栄養成分の量であつて当該事項に係る前項第四号の一定の値を〇とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して記載することができる。

3 栄養成分の機能の表示をする場合にあつては、次に掲げる表

示をしてはならない。
一（二）（略）

別表第二（第三条、第五条、第六条、第七条、第八条、第九条、第十条関係）

たんぱく質	第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	第五欄
		g			(略)		プラス・マイナス ス二〇％ なお、一〇〇g (清涼飲料水等 にあつては一〇 〇ml。以下この 表において同 じ。) 当たりの 栄養成分の量が 二・五g未満の 場合はプラス・ マイナス〇・五 g	〇・五g

示をしてはならない。
一（二）（略）

別表第二（第三条、第五条、第六条、第七条、第八条、第九条、第十条関係）

たんぱく質	第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	第五欄
		g			(略)		プラス・マイナス ス二〇％	〇・五g

ル コレステロー	飽和脂肪酸	脂質
mg	g	g
(略)	(略)	(略)
プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二五mg 未満の場合はプ ラス・マイナス 五mg	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が〇・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・一g	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・五g
五mg	〇・一g	〇・五g

ル コレステロー	飽和脂肪酸	脂質
mg	g	g
(略)	(略)	(略)
プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%
五mg	〇・一g	〇・五g

亜鉛	食物繊維	糖類	糖質	炭水化物
mg	g	g	g	g
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・五g	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・五g	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二・五 g未満の場合は プラス・マイナ ス〇・五g
		〇・五g	〇・五g	〇・五g

亜鉛	食物繊維	糖類	糖質	炭水化物
mg	g	g	g	g
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%
		〇・五g	〇・五g	〇・五g

ビタミンA	ビオチン	パントテン酸	ナイアシン	マグネシウム		ナトリウム	銅	鉄	カルシウム
μg	μg	mg	mg	mg	gを含む。 ては、 にあつ る場合 記載す の量を mg以上 〇〇〇	mg(一 〇〇〇	mg	mg	mg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇% 未満の場合はプ ラス・マイナス 五mg	プラス・マイナ ス二〇% なお、一〇〇g 当たりの栄養成 分の量が二五mg 未満の場合はプ ラス・マイナス 五mg	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%
						五mg			

ビタミンA	ビオチン	パントテン酸	ナイアシン	マグネシウム		ナトリウム	銅	鉄	カルシウム
μg	μg	mg	mg	mg	gを含む。 ては、 にあつ る場合 記載す の量を mg以上 〇〇〇	mg(一 〇〇〇	mg	mg	mg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス・マイナ ス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%
						五mg			

熱量	葉酸	ビタミンE	ビタミンD	ビタミンC	ビタミンB ₁ ₂	ビタミンB ₆	ビタミンB ₂	ビタミンB ₁
kcal	μg	mg	μg	mg	μg	mg	mg	mg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五 kcal	プラス・マイナス二〇% なお、一〇〇g 当たりの熱量が 二五kcal未満の場 合はプラス・マ イナス五 kcal	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%

熱量	葉酸	ビタミンE	ビタミンD	ビタミンC	ビタミンB ₁ ₂	ビタミンB ₆	ビタミンB ₂	ビタミンB ₁
kcal	μg	mg	μg	mg	μg	mg	mg	mg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五 kcal	プラス・マイナ ス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス五〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%	プラス八〇%、 マイナス二〇%